

委任専決事項の指定についての一部改正

委任専決事項の指定について（昭和46年3月22日議決）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年5月15日提出

議会運営委員会  
委員長 土佐洋子

提案理由

通年議会を実施するにあたり、議会の議決に付すために時間的余裕がないとして行う地方自治法第179条に基づく専決処分は限りなくできなくなることから、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分できるものとする事項について、指定を拡大するものです。

## 委任専決事項の指定についての一部改正

委任専決事項の指定について（昭和46年3月22日議決）の一部を次のように改正する。  
指定事項を次のように改める。

- 1 全国自治協会町村有自動車共済業務規約、全国町村会総合賠償補償保険、自動車損害賠償保障法第3章第2節の規定の範囲内の町が当事者である和解及び法律上町の義務に属する損害賠償に関すること。
- 2 第1項に掲げるものを除き、その目的価額が10万円以下で町が当事者である和解及び法律上町の義務に属する損害賠償に関すること。
- 3 議決を経た工事請負契約の変更について、500万円以下の契約額の増減、契約の相手及び契約の目的の軽微な変更に関すること。
- 4 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修又は工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- 5 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- 6 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、町がその条例を改正するにあたり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。
- 7 会計年度末における日切れ扱いの地方税法等の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

委任専決事項の指定について新旧対照表

改正後	改正前
<p>○委任専決事項の指定について</p> <p style="text-align: right;">昭和46年3月22日議決</p> <p style="text-align: center;">委任専決事項の指定について</p> <p>次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。</p> <p>1 <u>全国自治協会町村有自動車共済業務規約、全国町村会総合賠償補償保険、自動車損害賠償保障法第3章第2節の規定の範囲内の町が当事者である和解及び法律上町の義務に属する損害賠償に関すること。</u></p> <p>2 <u>第1項に掲げるものを除き、その目的価額が10万円以下で町が当事者である和解及び法律上町の義務に属する損害賠償に関すること。</u></p> <p>3 <u>議決を経た工事請負契約の変更について、500万円以下の契約額の増減、契約の相手及び契約の目的の軽微な変更に関すること。</u></p> <p>4 <u>災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修又は工事に関する歳入歳出の補正をすること。</u></p> <p>5 <u>解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。</u></p>	<p>○委任専決事項の指定について</p> <p style="text-align: right;">昭和46年3月22日議決</p> <p style="text-align: center;">委任専決事項の指定について</p> <p>次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。</p> <p>1 <u>全国自治協会町村有自動車共済業務規約、全国町村会総合賠償補償保険、自動車損害賠償保障法第3章第2節の規定の範囲内の町が当事者である和解及び法律上町の義務に属する損害賠償</u></p> <p>2 <u>第1項に掲げるものを除き、その目的価額が10万円以下で町が当事者である和解及び法律上町の義務に属する損害賠償</u></p>

<p>6 <u>法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要がある</u>、かつ、<u>町がその条例を改正するにあたり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。</u></p> <p>7 <u>会計年度末における日切れ扱いの地方税法等の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。</u></p>	
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--